

## 甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	金丸幸司君		赤澤厚君
	松井豊君		

### 欠席委員（1名）

小澤重則君

### 傍聴議員（4名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	依田那津希君		滝川美幸君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

防災危機管理	島田伸君	総合戦略部長	丸山英資君
総務部長	小林一三君	市民部長	大淵正之君
生活環境部長	望月新路君	都市建設部長	箭本太君
会計管理者	寺島信君	教育部長	名取藤吾君
防災危機管理課長	志田さか江君	経営戦略課長	酒井厚志君
財政課長	田中貴則君	総務課長	大木康君
人事課長	小宮山厚君	スマートプロジェクト推進課長	森澤篤史君
税務課長	山田郁子君	市民活動支援課	久保田浩君

敷島支所長兼 市民地域課長	森川嘉亮君	双葉支所長兼 市民地域課長	齋藤一也君
都市計画課長	久保欽一君	教育総務課長	小田切英規君
学校教育課長	樋川和之君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	堤真由美君
生涯学習文化 課長	大柴宏之君	スポーツ振興 課長	広瀬修君
消防防犯係長	石橋聡君	経営企画係長	村越恵君
ふるさと納税 推進係長	宮川佳子君	財政係長	徳井雄一君
契約係長	松井崇君	総務係長	赤松圭君
管理係長	清水良一君	情報政策係長	伊藤達郎君
スマートシス テム推進係長	小池幸秀君	市民税係長	荻原実香君
資産税係長	山本陽一君	市民活動支援 係長	内野真理君
市民生活係長	森田健一君	敷島支所 庶務係長	小田切治君
双葉支所 庶務係長	小林久美君	整備係長	秋山裕介君
緑化センター 活用推進係長	清水隆君	出納・審査 係長	萩原和美君
教育総務係長	早川要子君	施設係長	保坂勇二君
指導監	小野貴博君	学事係長	大木貴子君
保健給食係長	広瀬美和君	生涯学習係長	守屋裕之君
施設管理係長	小宮山敦司君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中澤一昭 書記 森田公  
書記 深澤隼人

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第91号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件

議案第92号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処

分の協議の件

議案第94号 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の一部改正の件

議案第100号 甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入売買契約締結の件

議案第104号 篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設  
工事請負契約締結の件

議案第105号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負契約締結の件

議案第93号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例

2 補正予算審査

議案第95号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

3 請願審査

請願第6-3号 教職員志願者数の減少を改善する方策の実施、教育現場の働き方  
改革の推進、中学校における三十五人学級の実現、義務教育費国  
庫負担制度堅持と教育予算拡充を図るための請願書

請願第6-4号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改  
革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について

請願第6-5号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書

4 その他

開会 午前 9時26分

○書記（森田 公君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

今日は、条例審査並びに補正予算の審査ということで、委員各位の慎重なるご審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、小澤委員は欠席の連絡がありましたので、報告をいたします。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

それでは、審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

なお、発言の際にはマイクを近づけて発言していただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第91号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件及び議案第92号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の協議の件については、関連がありますので、当局より一括説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 改めまして、おはようございます。

市民活動支援課より、議案第91号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の協議の件につきましてご説明させていただきます。

お手元の甲斐市定例市議会案7ページ、また議会資料につきましては、4ページに新旧対照表がございますのでお開きください。

最初に、議案7ページをお願いいたします。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う本組合同規約を変更することにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により協議が求められましたので、提案理由にありますよう地方自治法第290条に基づき議会の議決を必要とするものであります。

変更内容であります、組合の共同処理をする事務のうち、住民の交通災害共済事業につきまして、令和7年度をもって加入手続に関する受付事務を終了し、令和9年度会計をもって見舞金の支給事務の終了とともに事務を廃止するものであります。

この変更に伴いまして組合同規約の変更を行うものであります、内容につきましては、議会資料の4ページ、新旧対照表をお願いいたします。

表右側の旧第3条第12号、住民の交通災害共済事業及び別表第2の中段の文中、第12号を削除するものであります。

以上で、議案第91号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の協議の件につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第92号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の協議の件につきましてご説明させていただきます。

お手元の甲斐市定例市議会議案8ページをお願いいたします。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する住民の交通災害共済事業を廃止することに伴いまして、財産処分につきましては、地方自治法第289条の規定により協議が求められましたので、提案理由にありますよう地方自治法第290条に基づき議案の議決を必要とするものであります。

内容であります、先ほどご説明いたしました組合の共同処理をする事務のうち、交通災害共済事業の廃止に伴いまして、令和9年度末における交通災害共済基金残高を、交通共済事業が開始された昭和51年度から加入手続に関する受付事務が終了する令和7年度までの

加入者総数に対し、交通共済組合に加入する21市町村における当該期間の加入者総数の割合で案分して得た額を各市町村に配分するものでございます。

以上で、議案第92号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の協議の件につきまして、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一问一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） その処分する財産の総額はどのくらいなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 森田市民生活係長。

○市民生活係長（森田健一君） 基金の残高につきましては、令和5年度末で3億1,030万となっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、甲斐市にはどのくらい返るとかというのは分かるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 森田係長。

○市民生活係長（森田健一君） 甲斐市の配分額につきましては、令和4年度以降の交通災害共済決算状況のシミュレーションによる令和9年度末の基金残高を昭和51年度から令和5年度までの加入者数によって配分したシミュレーションによりますと、約2,590万円となっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより順次討論、採決を行います。

初めに、議案第91号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第91号を終わります。

次に、議案第92号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第92号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第92号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第94号 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 改めまして、おはようございます。お疲れさまでございます。

経営戦略課より、議案第94号 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案の14ページをお願いいたします。

ページ中段になりますが、甲斐市企業版ふるさと応援基金条例第2条第1号中、法第13条の2を法第13条の3に改めるものであります。

一部改正をお願いする理由といたしましては、ページ下段の提案理由のとおり、地域再生法の一部を改正する法律が令和6年4月19日に公布されたことに伴い、甲斐市企業版ふるさと応援基金条例において同法の規定を引用していることから、条項に条ずれが生じるため所要の改正を行う必要がございますので、本条例案を提出するものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上で、議案第94号 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の一部改正の件についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第94号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第94号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時44分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第100号 甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入売買契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） お疲れさまでございます。遅れて申し訳ございませんでした。

それでは、財政課より、議案第100号 甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入売買契約締結の件につきまして説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案と甲斐市定例市議会資料をご用意ください。

初めに、議案の43ページをお願いいたします。

甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入売買契約締結の件であります。本案件につきましては、取得から25年が経過する甲斐市消防団敷島第2分団の消防ポンプ自動車を更新するものであります。

契約の目的といたしましては、甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入でありまして、契約の方法につきましては一般競争入札による契約、契約の金額は金2,242万4,600円でございます。なお、この金額は消費税を含んだ額となっております。

契約の相手方は、山梨県甲府市伊勢1丁目5番16号、有限会社中村ポンプ工作所、代表取締役、中村巳春氏であります。

次に、提案理由でございます。

この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由となっております。

続きまして、入札執行の経過について説明させていただきますので、恐れ入りますが、議会資料の23ページをお願いいたします。

入札執行の公告は、10月9日水曜日に市の掲示板及びウェブサイトにより行いました。入札参加受付期間は、公告日より10月16日水曜日までの8日間とし、入札は10月24日木曜日に執行しております。

中段の表になります。入札の参加条件などにつきましては、過去の消防自動車購入に係る入札に準じており、左から2列目の入札参加条件等につきましては、山梨県内に本社・本店または営業所があり、物品・役務の登録があるものといたしました。

表の一番右になりますが、応札者は三和防災株式会社、東八防災株式会社、有限会社中村ポンプ工作所で一般競争入札を執行したところでございます。

入札の結果、入札価格が低かった有限会社中村ポンプ工作所を落札者として決定いたしました。

予定価格は、税抜きで2,049万2,000円、落札金額は税抜きで2,038万6,000円、契約金額は税込みで2,242万4,600円でありました。

落札率につきましては、予定価格に対しまして99.5%となっております。

入札の結果を受けまして、10月31日木曜日に仮契約を締結しておりまして、本議案の議会議決をもって本契約に移行することとなります。

なお、納入期限につきましては、令和7年9月30日火曜日までを予定しております。

24ページをお願いいたします。

車両の主要諸元等でございますが、1として、購入台数は1台、2として、車体形状は消防用ダブルキャブオーバー型1トン級でありまして、このほか12までが車両の主要諸元となっております。

次に、中段以降にあります主要装備でございますが、1として、水ポンプ装置、2といたしまして、安全機能装置付ポンプ操作装置であり、このほか10までが主要装備となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上が、議案第100号 甲斐市消防団消防ポンプ自動車購入売買契約締結の件につきまし

での説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今説明の中でこの敷島の第2分団ということで説明、そして年数が25年経過しているということなので、これ基本的に大体年数とか距離とかで交代できるというのは決まっていると、それをちょっと教えてもらえる。

○委員長（内藤久歳君） 田中課長。

○財政課長（田中貴則君） こちらにつきましては、車両の更新計画に基づきまして、同型のポンプ自動車につきましてはおおむね25年で更新するという形で基準が定められております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に25年は、結構今は車の性能がよくて、日本は。かなり私たちの自動車に比べるとちょっと特殊だからあれかもしれないけれども、結構今は車の性能がいいんだよね。25年たっても、恐らくエンジンなんかほとんどそんなに使っているわけじゃないし、そんなにびっくりするぐらい傷んでいるというとか何かというのは、ちょっと私たちは想像をし難いんだけど、それ市の基準にのっとっているから、もう25年だから替えるという、そういう解釈なのかね。どうなのかな、それは。

○委員長（内藤久歳君） 石橋消防防犯係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） やはり25年ぐらいたつと内部の金属等が腐食してきますので、おおむね25年が適当かなと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 別に購入することを反対するわけじゃないんだけど、当然消防団にすれば、新しい車に入るというのは士気が上がるし、いろんな面でプラスになるようには当然なっているんだけど、基本的には金額も大きいものだし、いろんなものを考えると、できるだけ今のこの時代は使えるものは使って、できるだけそういったものにしたほうがいいかなというのを、それでちょっと聞かせてもらった。

それで、もう一点、普通我々の車というのは下取りとか何かあるじゃんね。そういう消防というのは、下取りとかそういうあれというのは、契約とかそういうのはないのかね。どう

なっているの、これは。ちょっと教えてくれる。

○委員長（内藤久歳君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） 下取りというよりは、必要部品を取り外して、その後ほかのところへ使われると困りますので、受注者により抹消手続をさせていただくような形になります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 第2分団は私も前にいたので関心もあるんですが、今、赤澤委員の言われたように、そういった問題も含めてちょっと参考に聞きたいんですが、本体の車は大体どういうメーカーとか何かあるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） 株式会社モリタといたしまして、消防ポンプの自動車を専門に扱っている業者でございますので、そちらから車両のほうは購入をするというような形になっております。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） それにさらに工作をして9月頃仕上げるという、こういうことですね。

○委員長（内藤久歳君） 石橋係長。

○消防防犯係長（石橋 聡君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第100号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第100号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第104号 篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 引き続きまして、財政課より議案第104号 篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事請負契約締結の件につきましてご説明させていただきます。

追加議案（初日）のフォルダ内にございます甲斐市定例市議会議案と甲斐市定例市議会資料をご用意ください。追加議案（初日）のフォルダにございます。

初めに、議案の6ページをお願いいたします。

篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事請負契約締結の件でございますが、本工事につきましては、篠原地区公園整備事業といたしまして、子ども体験学習施設、多目的棟、東屋、南トイレ棟などの建設を行うものであります。

契約の目的といたしましては、篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事。

契約の方法につきましては、一般競争入札による契約。

契約の金額につきましては、金26億1,635万円でございます。この金額は消費税を含んだ額となっております。

契約の相手方は、山梨県甲府市青葉町15番4号、日経工業・中村建設・山市成工篠原地

区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事共同企業体、代表者、日経工業株式会社、代表取締役社長、長澤浩正氏であります。

次に、提案理由であります。

この請負契約に締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由となっております。

入札執行の経過について説明させていただき、恐れ入りますが、議会資料の3ページをお願いいたします。

入札執行の公告は、11月8日金曜日に市の掲示板及びウェブサイトにより行いました。入札参加受付期間は、公告日から11月18日月曜日までの11日間とし、入札は11月25日月曜日に執行しております。

中段の表になります。入札の参加条件などにつきましては、過去の大規模建設工事に準じており、左から2列目の入札参加条件等につきましては、特定建設工事共同企業体（3者）とし、次の主な入札参加条件として、代表構成員は山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が1,000点以上の事業者、構成員のうち1者は山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が800点以上の事業者、構成員のうちもう一者は山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が700点以上の事業者といたしました。

表の一番右になりますが、応札者は齋藤建設・宏和建设・興龍社JV及び日経工業・中村建設・山市成工JVの2共同企業体で一般競争入札を執行したところでございます。

入札の結果、入札価格が低かった日経工業・中村建設・山市成工JVを落札候補者とし、入札後の資格要件審査の結果、適格と認められたため落札決定といたしました。

予定価格は税抜きで24億253万円、落札金額は税抜きで23億7,850万円、契約金額は税込みで26億1,635万円であります。落札率につきましては、予定価格に対しまして99.0%でありました。

この入札の結果を受けまして、12月2日月曜日に仮契約を締結しておりまして、本議案の議会議決をもって本契約に移行することとなります。

なお、工期につきましては、令和8年10月9日金曜日までを予定しております。

以上、篠原地区公園子ども体験学習施設及び多目的棟・南トイレ棟建設工事請負契約締結の件につきましての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 代表構成員は1,000点以上ということですが、ここはどこの会社になるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 松井契約係長。

○契約係長（松井 崇君） お答えいたします。

代表構成員は、日経工業株式会社になります。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回の場合は特殊な施設なので、それぞれ業者の持ち味というのでまとまっていると思うけれども、この日経・中村・山市、特にそういうすみ分け的なものはあるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 建築工事という分類の中で、やっぱり大規模な工事になりますので、基本的には特定建設業の許可を得ている事業者が複数属しているという点数づけで入札を執行しているところであります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この入札は、前いろいろ経過があつてちょっと延びちゃつたと。前なかなか参加者がなくて、物価高騰とかいろんな理由があつたという説明を受けて、私ちょっと緑化のほうでないんで、その辺の特別委員会であつてちょっと傍聴できなくて、恐らく説明はそこでしたと思うんだけど、ちょっとその辺をもう少し聞きたいんだけど、今回その入札に至った経緯、値段を下げたとか、物価が高いとか、その辺のところをちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） お答えします。

前回6月に入札が不調というか辞退がありまして、それで入札が不成立になったわけですが、そのときに辞退の中で今の現状の予定価格ではできないというような理由があつ

たものですから、これを設計者のほうと今どれだけ差異が生じているのかというところも調査をずっとしてきたわけでございます。設計は3月に納品になったわけですが、その設計をする段階で設計者が見積りを取るのが大体12月頃だということです。それで3月に納品があった、それで我々は6月に入札をしたということで、設計に至る見積りから入札まで6か月の範囲があるわけです。この間にこれは日本全国のことですけれども物価の高騰がございまして、我々のほうも特に設備工事費が実際高騰をすごしました。それから設備機器の調達、その部分の上昇が非常に大きかったということで入札が不成立になったということでございますので、その部分を今の現状に合わせる。それだけですと上昇だけですから何とか下げられる部分はないかということで、設計変更にならない程度の中で下げる努力もいたしまして、前回の予定価格ベースですが、前回から今回の予定価格の差額としておおよそ5,100万円を予定価格ベースで上げて、今回入札に挑んだというところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当初より5,100万上乘せとかしたという中で、結局今は設備関係がいろんな高騰が突出してあったその関係でなかなかできなかったということでなったんだけど、それは結局設備の部品、そういったものを変えたとか何かちょっと違うものにしたとか、そういったところ辺の見直しもしたということなんでしょうか。その辺ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） まず設備という、例えば一番上がったのがエアコンでございます。エアコンは空調機器が一番上がりまして、これは日本全国の中で見ると、データセンターがすごい全国的に建設ラッシュということで、それらの機器の調達が本当に難しくなっているということで、ただZEB化をする施設でございますので、子ども体験学習施設は。機器を落とすということはできませんので、そこは上げます。金額を上げてそれを調達しなければならない。しかしながら、例えば太陽光パネルとかそういうものを後づけにするとか、後で脱炭素のほうの補助金を使って後づけにするとか、あとは細かいことではございますが、例えばトイレの仕様を少し見直すとか、自動ドアにつきましても、今過重式、電気を使わないで乗れば開くというようなものを3つつけてあったんですけれども、それを少し安いものにするとか、そういうところで機器を下げたということは、本当に若干トイレとかシーリングファンを空調に影響のない程度で外すとかそういう形で対応したというところでござい

ます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今説明があつて、ある程度理解はできるんだけど、基本的にこれだけ子供たちのための施設、子供ばかりじゃないんだけど、一つの市の目玉商品という感じだから、あまり金額的にこだわって、かえって施設が使い勝手が悪いなんてことになったら意味がないよね、基本的に。物価高騰で5,100万、これの高騰はある程度理解もできるんだけど、せつかくこうやってしたもの、やっぱり非常に使い勝手が悪いとかそういうものが出ちゃったらかえって意味がないので、そこら辺のところはちょっと心配して、あまり下げちゃって落としちゃったから、かえって使い勝手が悪いなんてことでは困るので、そこら辺は今物価高騰というのは我々も十分理解はできるので、やっぱりできるだけ子供たちが使い勝手よく、けがなく本当に充実した施設になるように、それを今後も十分職員のほうも業者と話し合いながらすばらしい施設に完成するように、今後も十分注視してもらえればありがたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 令和8年10月予定ということなんですけれども、納期ということなんですけれども、1回落札が不調に終わって、その結果、当初の予定よりもどれくらい完成時期は後ろにずれ込みそうな予定でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 当初の入札のときは5月の完成を予定していて、今回10月ですから、5か月ずれたということになります。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） では、市民の方に開放するのも大体10月ぐらいをめどでよろしいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 公園部分と建物の部分の完成が10月ということですので、市民の皆様への開放はその後ということになると思います。この時期につきましては、ちょっと予断を持って今お答えすることは控えさせていただきます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第104号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第104号を終わります。

次に、議案第105号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 引き続き、財政課より議案第105号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負契約締結の件につきましてご説明させていただきます。

議案の7ページをお願いいたします。

篠原地区公園整備工事（2工区）請負契約締結の件であります。本工事につきましては、公園の施設整備工事といたしまして、重力式擁壁や自由勾配側溝、園路工のほか雨水貯留槽、スプリンクラー、マンホールトイレなどの整備を行うものであります。

契約の目的といたしましては、篠原地区公園整備工事（2工区）。

契約の方法は一般競争入札による契約。

契約の金額につきましては、金3億7,400万円でございます。なお、この金額は消費税を含んだ額となります。

契約の相手方につきましては、山梨県甲斐市万才300番地、中村建設・新光土木篠原地区

公園整備工事（2工区）共同企業体、代表者、株式会社中村建設、代表取締役、中村国男氏であります。

次に、提案理由でございます。

この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由となります。

次に、入札執行の経過につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議会資料の4ページをお願いいたします。

入札執行の公告は、11月8日金曜日に市の掲示板及びウェブサイトにより行いました。入札参加受付期間は、公告日より11月18日月曜日までの11日間とし、入札は11月25日月曜日に執行しております。

中段の表になります。入札の参加条件などにつきましては、土木工事におきましてこれまでに同規模工事の発注実績がないことから、過去に発注した同規模の建築工事等に準じまして、左から2列目の入札参加条件等につきましては、特定建設工事共同企業体（2者）とし、次の主な入札参加条件といたしまして、代表構成員は山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（土木）の評定値が850点以上の事業者、構成員は市内に本店を有し、土木の等級がAの事業者といたしました。

表の一番右になりますが、応札者は中村建設・新光土木JV及び四谷建設・三澤工業JVの2共同企業体で一般競争入札を執行したところでございます。

入札の結果、入札価格が低かった中村建設・新光土木JVを落札候補者とし、入札後の資格要件審査の結果、適格と認められたため落札決定といたしました。

予定価格は税抜きで3億4,459万円、落札金額は税抜きで3億4,000万円、契約金額は税込みで3億7,400万円であります。落札率につきましては、予定価格に対しまして98.7%でありました。

入札の結果を受けまして、12月2日月曜日に仮契約を締結したところでございます。本議案の議会議決をもって本契約に移行とすることとなります。

なお、工期につきましては、令和8年3月13日金曜日までを予定しております。

以上、議案第105号 篠原地区公園整備工事（2工区）請負契約締結の件につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 入札参加条件等ということで、山梨県中北建設事務所管内に本店または支店があるということで、点数が850点という基準があるみたいだけれども、この甲斐市の中で850点という業者は何社あるの、これ市内で。

○委員長（内藤久歳君） 松井契約係長。

○契約係長（松井 崇君） お答えをいたします。

市内で850点以上の業者につきましては、7社となります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、甲斐市の市内の業者に発注をすることは、我々もそれはいいことだと思うし、市内の業者が発展するといいいただけだけれども、こんなことを言っちゃ悪いけれども、ほとんど同じような業者が入ってきているね、基本的に入札が。要するに、業者が応札をしなきゃどうにもならないと思うんだけど、どうも偏っているというか、基本的に。それはみんなに言ってもしょうがない、業者が出てこなきゃしょうがない。応札に来なきゃどうにもならんただけだけれども、何かあまり偏っている。この前の道路にしても、入り口の道路にしてももう業者が取っているし、当然関連しているから業者が絡む、取るのかなとか思うんだけど、やっぱり平等に7社があるなら、あとここに4社が来てあと3社が入っていないのかな、基本的に。そういったところも十分注意してやって、やっぱり平等に仕事が発注できるような感じが望ましいと思うんだよね。一部の業者が営業力があったり力があるから、それだけの技術があるということである程度やむを得ない部分もあるけれども、基本的に公平に事業を発注するということが業者としては望ましいことなので、これにどうこう俺が言うわけじゃないんだけど、そういったことも十分注意しながら入札を行ったらどうかと思うんだけど、その辺は部長、どうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 丸山部長。

○総合戦略部長（丸山英資君） 本市の契約行為につきましては、まず透明性を出すためにこれまでの指名競争入札から一般競争入札ということで対応させていただいております。また、今回金額が大きいことから、より適正な工事を行っていただくため、また多くの方が入札できるよう、これまでの市内業者ではなくて構成員の関係を中北事務所管内という枠を広げ、かつ市内事業者の考慮をする中で構成員を市内本店がある業者として、経審者点数も点数を

上げておりますので、我々とする適正な入札行為を行っております。引き続きこの件につきましては、できる限り幅広く透明性ができるような入札を今後も努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。

ぜひやっぱり市内業者も何社かあるようだから、仕事を発注して業者の育成というかそういったものも必要だと思うので、今後も当分入札等は公平にしていただければ、当然今部長が言ったように、我々も入札に関しては問題もなくやっているということは理解できるんだけれども、そういったところも若干心配りしながらやってもらえればありがたいなど。市内業者の育成ということも考えた中で、今後事業の発注をお願いしたい。これ要望で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 先ほど赤澤委員のお話とも関わるんですが、この点数とかいわゆるそのレベルに達している業者がどのくらいあるのかとか全然僕らは分からなくて、入札結果のときにだけ資料を示されるというのは、今までもちょっと気にはなっていたんだけど、もうちょっと情報が我々にもあってもいいのかなということですので、あまり細かいものはいいとしても、大体こういう構造でやっていますよというイメージがいま一つ見えないんですよ。何かそういった資料、希望ですが、やってもらえたらと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） いろんな分野の業種につきまして、点数づけ、ランクづけというのは我々のほうではしているんですけども、それを表に公表するということはちょっとできませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。そうした中で、こうした大規模工事なのか、また市内の点数が中位ぐらいの事業者でもできるのか、そういったものは建設の工事の請負の設計額ですとか難易度等を見極めながら発注をしておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） それに関連するんですけども、この点数、今回850点、さっきの工

事のほうだと1,000点というふうな形で出ていたと思うんですけども、この850点とか1,000点とかというのはこちらのほうで決めて、それに対して応募をしてくださいということで募集しているのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○契約係長（松井 崇君） お答えいたします。

入札の点数につきましては、入札の公告をホームページ、ウェブサイトのほうにさせていただくときに、建築工事、今回のこの工事は何点以上、この入札は何点以上というふうに公告のときに点数のほうは示させていただいております。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） その点数決めというのはどういう形でやっているか、教えていただけますか。

○委員長（内藤久歳君） 松井係長。

○契約係長（松井 崇君） お答えいたします。

入札の案件を発注する際には、市内、この所内の中で指名選考委員会という発注の基準を決める委員会がございます。そちらのほうで審査をして基準を決めて発注しております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

田中課長。

○財政課長（田中貴則君） ちょっと少し補足させていただきますけれども、その点数づけに基づいてどういうところに発注していくかというのは、松井係長が説明したとおり、指名選考委員会等が諮りながら決定いたします。その前段階の点数というものにつきましては、基本的に公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設事業者につきましては、必ず経営事項審査というものを受けなければなりません。これは国土交通省の定めによる算定式に基づいて点数が決められてくるんですけども、その点数に基づく、この点数というのはどのぐらいの工事を請け負ったかとかそういったものを総合的に判断して決める点になるんですけども、その点が850点以上とか何点以上というそういう定めの中で決められているものになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第105号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、議案第93号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

大木課長。

○総務課長（大木 康君） 大変お疲れさまでございます。本日もよろしくをお願いいたします。

総務課、人事課から議案第93号 甲斐市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件につきましてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

提案理由につきましては、甲斐市行政機構の改革に伴い関係条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、議会資料5ページのほうをお願いいたします。

初めに、1、組織機構の見直しに向けた基本的な考え方であります。

現在策定業務を進める第3次甲斐市総合計画、甲斐市デジタル田園都市国家構想総合戦略や第4次甲斐市定員適正化計画のほか、市長が未来への総仕上げとして掲げる5つの政策課題との整合を図り、市将来像である緑と活力あふれる生活快適都市の総仕上げを目指すものといたします。

今後も進展する少子高齢化と人口減少とともに、行政運営を担う職員数の減少下において新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応可能となる効率的な行政運営として、(1)第3次甲斐市総合計画の着実な遂行に向けた効率的な組織から、(6)継続的な業務改善(BPR)による組織機構の見直しまでの6つの重点項目を掲げ、組織機構の見直しを行うものであります。

次に、2、主な組織機構の見直しといたしましては、(1)総合戦略部、秘書課の再編により市長公室、政策戦略課を新設し、政策立案機能と秘書との連携強化を図ります。

(2)総務部を再編し、公有財産の利活用と契約業務を所管するアセットマネジメント推進課の新設と、庁舎管理の視点から敷島・双葉の各支所を加え、公有財産の利活用と支所機能の体制強化を図ります。

(3)効率的な財政運営として、歳入歳出のバランスと中長期的な視点から新たな行政課題等に対応するため、財政部門を独立し財政部を新設いたします。

(4)市民部・生活環境部を再編し、市民参加や協働・交流の連携強化を図るため、市民生活部、市民協働推進課を新設いたします。

(5)脱炭素社会実現に向けた体制を強化するため、環境、林業、農業の各部門を再編した環境産業部と部内に産業創造課などを新設し、企業誘致や新産業の創造に取り組みます。

(6)都市建設部の業務を再編し、まちづくり振興部に改称するとともに、空き家対策の一元化などを目的とする建築住宅課を新設し、強化を図ります。

(7)令和4年の児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置が努力義務とされたことから、こども子育て健康部に改称し、部内にこども家庭センターを設置いたします。

(8)学校教育の充実に向けた教育部の再編といたしまして、スポーツ振興課を市長部局へ移管いたします。

次に、3、一部改正を行う条例であります。組織機構の見直しに伴う組織の新設、改称などにより(1)甲斐市行政組織条例ほか全10本の条例の一部改正を行います。

議会資料7ページ、新旧対照表をお開きください。

第1条、甲斐市行政組織条例の一部改正につきましては、部等の新設、名称変更及び分掌事務に関する改正であります。

第1条、部等の設置として、新設または名称変更となる市長公室、財政部、市民生活部、環境産業部、こども子育て健康部、まちづくり振興部を新たに定めます。

第2条、市長公室の分掌事務を、第1号、市長及び副市長の秘書並びに渉外に関することから、第6号、デジタル化推進に関することまで新たに定め、総務部の分掌事務を第1号、議会及び行政一般に関することから、第10号、その他、他の部に属さないことに改めます。

次に、財政部の分掌事務を新たに定め、市民生活部の分掌事務を第1号、住民基本台帳及び印鑑登録に関することから、第10号、観光に関することまで新たに定めます。

次に、環境産業部の分掌事務を第1号、脱炭素社会推進に関することから第7号、財産区に関することまで新たに定め、次に、都市建設部をまちづくり振興部に改めます。

11ページをお開きください。

第2条、甲斐市職員給与条例の一部改正につきましては、市長公室長の給料表における職務の給与に関する改正で、別表第1中、7級の表のとおり改めます。

12ページ、第3条、甲斐市議会委員会条例の一部改正につきましては、見直しに伴い常任委員会の構成等を変更する改正で、第2条第2項中の常任委員会の名称を、総務常任委員会、厚生文教常任委員会、まちづくり環境常任委員会に改め、定数及び所管を新たに定めます。

13ページ、第4条、甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を変更する改正で、総合戦略部経営戦略課を総務部アセットマネジメント推進課に改めます。

14ページ、第5条、甲斐市温泉施設事業運営検討委員会設置条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を変更する改正で、生活環境部市民活動支援課を、市民生活部市民協働推進課に改めます。

15ページ、第6条、甲斐市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を変更する改正で、子育て健康部をこども子育て健康部に改めます。

16ページ、第7条、甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の一部改正につきましては、協議会の庶務を変更する改正で、産業振興部農林振興課を環境産業部農政課に改めます。

17ページ、第8条、甲斐市地域公共交通会議設置条例の一部改正につきましては、会議

の庶務を変更する改正で、総合戦略部経営戦略課をまちづくり振興部都市計画課に改めます。

18ページ、第9条、甲斐市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を変更する改正で、都市建設部をまちづくり振興部に改めます。

最後に、19ページ、第10条、甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例の一部改正につきましては、協議会委員の構成における所管を変更する改正で、教育委員会を市民生活部に改めます。

なお、本条例の施行日は、令和7年4月1日といたします。

以上で、今定例会に提案いたしました条例審査の説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これはこの前、委員会のほうでもちょっと概略の説明は受けたんだけど、今回条例が上がってきて、こういう機構改革は確かに時代に合った体制というのは、これはやむを得ないと思う。委員会でも言ったんだけど、やっぱり行政サービスというのは基本的にはサービス、市民に対するサービスというのが、これが一応基本だから、それをスムーズにやるためにこの機構改革だよね、職員の体制だと思うんですね。それについて、この前も言ったんだけど、すばらしい課ができた。それに伴ったちゃんと人材が育っているかということ、基本的に。課はできたけれども、その内容が分からんような職員が行って、そこに行ったら何の役にも立たない、逆に。ただ、我々が一番心配するのは、やっぱりそういった職員の育成というか、それにたけた人間がある程度、うちも全部で480ぐらい限られた職員しかいないんだけど、特に防災とか農林関係とかそういうものにある程度分かった人間が行かないと。なぜかという、うちも防災で職員があちこち派遣に行っているんだよね。その職員はそこ就いていないんだよ、正直言って。結構あちこち東のほうも行ったし、この間新潟も能登にも行っているんだよ。その職員がそこに今いないんだよ。その経験をやってきた職員をそういうところへある程度のところへ置いてそういったものを生かすことをしなきゃ、これ意味がないよ、正直言って。要はそういうことが俺、行政側はやっぱりちょっと考えを変えたほうがいいような気がする。せっかくそういうところへみんなに行かせて、何年か現場を見てそこで携わってきた人間が地元へ帰ってきてその後発揮できないじゃん。だから報告は受ける、報告は。ただ、自分が実際行ってどう見て感じたことが

いっぱいあるわけ、基本的に。そういったものを、やっぱりせっかく行ってきたものを生かすということを考えていかんと。

これは今から特に農林なんかもそうなんだけれども、農業が全然分かん人が行って、要はそれで何ができるかということがやっぱり心配するわけだよね。そういった人事の配置とかそういうこともきちっと見直すことも、この機構改革で課をこうやってやるのもいいんだけど、それに沿った人間をつけて、この部がいい意味できちっと対応できる課をつくっていかないと意味がないと思うんだよね。

だから、その辺もやっぱりある程度の人材のほうも、これはここに人事課長もいるから、その辺も十分配慮しながら、来年のこれ4月からだと思うんだよね。そういったものを踏まえた中で、職員の人事もきちっとしていくということが必要だと思うんだよね。特に、今のこの時代は女性、やっぱり女性の管理職、うちは結構少ないと思う。女性の管理職を登用して、だから女性は何か福祉とか保育とかでなくて、まちづくりも女性の目線で見るというのもかなり違ってくる面もあるんだよね。そういったところへも、やっぱりまちづくりなんかも、今から将来的なまちづくりとなると、やっぱり女性の管理職とかそういったのも入れて、女性から見る目線でまちづくりを考えると、そういったこともやっぱりするということが必要だと思うんだけど、その辺についてどうですか、部長。

○委員長（内藤久歳君） 小林部長。

○総務部長（小林一三君） ただいまの赤澤委員から貴重なご意見いただきましたので、防災に限らずですが、甲斐市の職員なのですが、人材育成としてですが、総務省へ派遣、また県へ派遣とか外部機関のほうへ毎年毎年派遣をしております。そうした知識を吸収した中ですが、甲斐市の今後の若手職員が甲斐市を担っていく人材が戻ってきてフィードバックできるような部署へまた配属ということも考えてまいりますので、また併せてですが、女性の管理職の登用、これもですが、ちょっといろいろと働きかけておりますので、また継続してですが、市としてもですが取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひそんなふうな感じだから、別にここで文句言っているわけじゃないけれども、基本的に職員がやりがいを持つ、やっぱり職場は明るくなきゃ駄目なんだよね。何でもそうだけれども、明るくなきゃ仕事できないし、やっぱり皆さんがやりがいを持ってやれる。ある程度専門職じゃないけれども、そういったノウハウを持った人がいるんで、や

っぱりそういう人たちをつければ、それ以上発揮できるというか、それはイコール市民のサービスにつながるということだから、ぜひ部長もその辺は十分配慮した中で、本当に限られた、本当はもっと人材がいてやればいいんだけども、限られた人数の中で大変だと思うけれども、ぜひその辺を考慮しながら、今後職員の体制、また課の体制も整えてもらえればありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは定数はこの改革でどうなるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 定数条例のほうは、変更はありません。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 環境産業部がかなり新しい農業・林業だとかの関係がちょっと見られるんだけども、全体としては人数はどうなるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 職員配置は、新しい機構に伴った職員配置というのは、今から詳細を詰めるような形にはなっていくんですが、昨日、新たな機構に伴う職員配置予定数ということで職員のほうには周知をさせていただいております。今後それを参考にそれぞれの所属内で協議していただいて、来年度、総務部長のヒアリングがありますので、そのときに各それぞれの部局長と最後の調整を進めていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回の質問でも農林業のことをちょっと取り上げていますので、ひとつその辺はよろしくお願ひします。

いろいろあるんですが、1つだけちょっとよく分からないのが、ふるさと納税がこの産業創造に入っているというのが、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） ふるさと納税のもともとの制度本来の趣旨というのは、地域経済の発展ということにございます。そういった中で、ふるさと納税を一つの産業と捉えまして、商工会の連携強化とかそういったものに取り組む新産業の新たな創造ということは先ほ

ど説明させていただきましたけれども、そんなことで今回、環境産業部のほうに位置づけをさせていただいております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） すみません、分掌事務に関してなんですけれども、市民生活部に観光が入っているんですが、観光というと、これまで産業振興課で所管していたんですけれども、また今度、赤坂にサンリオも来ますし、観光というのかなり重要な産業になってくると思うんですが、これが市民生活部に入っているその理由というのをお聞かせください。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） こちらの観光部門につきましては、スポーツ振興課の市長部局と同じなんですけれども、交流という関係人口の拡大とか、あとはそういったいろんなところから人が来ていただいて、甲斐市に、そこで関わりを持っていただく、そこに交流が生まれる、そこから市民協働等で発展させていくということの中、今回そういった市民参加とか協働交流に関する分野を1つの部のほうに集めまして、市民生活部というところで今回新たな機構を新設したわけなんですけれども、主たる目的や観光という分野は当然ありますけれども、より深く甲斐市に関わりを持っていただきたいという観点から、交流というところにウエートを置きまして、今回市民生活部のほうに配置のほうをさせていただいております。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） よくその趣旨は理解しました。

そうはいつでも、強く産業と結びついている部門だと思いますので、ぜひ縦割り行政を改善して部署間の連携をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 最後1つ、アセットマネジメント推進課ですが、これ資産活用云々とありますけれども、具体的には何か考えているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 今回アセットマネジメント推進課という課を新設するわけなんですけれども、他の自治体では一般的な管財課というような名称が多くなっております。市のほうですと総務課では普通財産を管理しておりますし、その他公共施設たくさんございまして、市のほうでは公共施設総合管理計画等を定めて、そういった将来的な統廃合等を含めて、今

後そういった市の公有財産の活用を図る中で、今回その部門に特化したそういった課をつくりまして、そういったものに取り組を強化していくといった目的でございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ほかに質疑がないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第93号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで暫時休けいします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第95号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質

疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より2款総務費について説明をお願いいたします。

大木総務課長。

○総務課長（大木 康君） 引き続き、総務課から補正予算の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費のうち、01竜王庁舎維持管理事業が1,439万2,000円の増額、04市有財産維持管理事業が122万1,000円の増額補正をお願いするものがあります。なお、財源につきましては、地方債、合併特例債が640万円、その他財源といたしまして、山梨県の街路事業、都市計画道路田富町敷島線の整備に伴う県からの不動産売払収入が336万6,000円、同じく市有物件移転補償費が122万1,000円で、残り462万6,000円が一般財源となります。

補正予算の内容でございますが、初めに01竜王庁舎維持管理事業につきましては、令和7年4月からの組織機構の見直しに伴い、案内看板等の改修とIP電話システム設定業務委託などに係る経費で、こども子育て健康部内にこども家庭センターを併設することから、来庁される皆様が快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮し、本館1階の3か所にローカウンターを造設いたします。内訳につきましては、12節委託料が1,158万7,000円、17節備品購入費が280万5,000円であります。

次に、04市有財産維持管理事業であります。県で現在整備を進める都市計画道路田富町敷島線中下条2期工区の道路拡幅整備に伴い、市が所有する普通財産、中下条地内旧青空市場の敷地一部が道路用地にかかることから、敷地内の鉄骨造り平屋建築物の解体撤去を実施するもので、内訳につきましては、14節工事請負費122万1,000円です。なお、本工事は県との土地売買契約、物件移転補償契約の締結後、速やかに実施する予定であります。

以上で、今定例会に提案いたしました補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほどのユニバーサルデザインを庁舎の機構改革に伴ってやられているんですけども、ちょっとすみません、ユニバーサルというとどういうふうなイメージか教えていただけますか。

○委員長（内藤久歳君） 大木課長。

○総務課長（大木 康君） 子供から高齢者まで、また障がいを持たれた方も快適に庁舎を利用していただけるような環境づくりということで、今回こども家庭センターが子育て支援課内に併設されることから、恐らく小さなお子様連れの来客が見込まれることから、ローカウンターを常設させていただくものでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、スマートプロジェクト推進課より2款総務費及び財源更正について一括で説明をお願いします。

森澤スマートプロジェクト推進課長。

○スマートプロジェクト推進課長（森澤篤史君） 引き続きよろしくお願いたします。

スマートプロジェクト推進課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

補正予算の概要は、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費における当初予算額3億4,384万4,000円から411万円を減額し3億3,973万4,000円とするもの、またこれらに関わる財源内訳を更正であります。

内容につきましてご説明いたします。

01情報化推進事業769万6,000円の減額の内訳につきましては、SMART甲斐プロモー

ション事業の一つとして昨年度に導入し、今年度から本格運用しております電子決済等統合内部情報システムへの財務会計及び人事給与システムの拡大構築業務における公募型プロポーザルの執行差金につきまして、不用額として委託料を減額するもの、また、令和7年度に予定しております組織機構改革に伴う庁内各フロアの端末機器配線等を改修するための工事請負費の増額、また、国の制度を活用しデジタル専門員として民間企業の社員を一定期間配置するために計上しておりました地域活性化企業人の受入れ負担金を減額するものです。この地域活性化企業人につきましては、民間企業のノウハウや知見を本市のDX化や職員のデジタルスキル向上、また次期プランの策定などにサポートをいただくことを目的に、多くの事業者と協議を重ねてまいりましたが、派遣日数や経費等について制度の適用要件であります派遣期間内に合意が得られなかったことから減額を行うものであります。

また、財源更正としましては、配線等改修工事費の一部に対し合併特例債120万円を充当し、一方、当初予算で電子決済等統合内部情報システム構築業務委託料に充当していた合併特例債から460万円を減額するものであります。

続きまして、02情報系システム推進事業の358万6,000円の増額の内訳につきましては、先ほども総務課のほうからご説明がありましたものでありまして、令和7年度に予定しております組織機構改革に伴う庁内フロアの各部署や職員の関連機器及び設備ネットワークの設定の変更や配線の入替え業務等に関わる委託料を増額するものであります。

続きまして、業務系システム運営事業につきましては、スマートプロジェクト推進課において執行いたします法律等の改正に伴う基幹系業務システムの改修委託料に対し国庫支出金を充当する財源更正でありまして、内容は3件となります。

1件目は、障がい者支援課の所管する障害者自立支援給付費負担金で、法改正による就学前障がい児の発達支援無償化に関わる認定手続の簡素化と、同一世帯における複数児童の上限管理に伴うシステム改修に対する補助金で、財源充当額は50万3,000円、補助率は改修経費の2分の1であります。

2件目は、福祉課の所管する生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で、高校卒業の就職者で保護廃止となった者に対する新生活費用の支給及び就労自立給付金の算定方式変更に伴うシステムの改修に対する補助金で、補助率は改修経費の2分の1ですが、財源充当額は補助基準額に対する上限額75万円となっております。

3件目は、健康増進課の所管する感染症予防事業費等補助金で、本年6月のデータ標準レイアウト改正に伴い、令和5年4月から新たに定期化したHPVワクチンに関わる予防接種

情報をマイナンバー情報連携に追加するためのシステム改修に対する補助金で、財源充当額は9万1,000円、補助率は改修経費の3分の2であります。

以上で、スマートプロジェクト推進課における12月補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、会計課より2款総務費について説明をお願ひいたします。

寺島会計管理者。

○会計管理者（寺島 信君） お疲れさまでございます。

それでは、会計課から12月補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願ひいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、右側説明欄の20財務管理費（会計課）につきましては、補正前の予算額3,617万6,000円に対しまして27万5,000円の増額をお願ひし、合計額3,645万1,000円にするものでございます。

補正の内容につきましては、令和6年10月1日から郵便利用料金が改定になったため、支払案内通知書等の発送費用の増額補正をお願ひするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、税務課より2款総務費について説明をお願いいたします。

山田税務課長。

○税務課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

税務課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、14ページ、一番下の2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正前の額7億325万6,000円に762万3,000円の増額をお願いし、合計7億1,087万9,000円とするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

補正の内容につきましては、17ページ説明欄の一番上の14市税還付金でございます。このたび年度末までに不足額が生じる見込みとなり、増額補正するものでございます。増額となりますのは、個人住民税の修正申告が増えていること、また固定資産税の課税更正金額が増えていることであります。

これで税務課の補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、敷島支所・双葉支所市民地域課より 2 款総務費及び繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

森川敷島市民課長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） お疲れさまでございます。

それでは、敷島支所市民地域課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目支所及び出張所費、説明欄のナンバー10敷島庁舎維持管理費につきましては、775万5,000円の増額補正をお願いするものであります。財源内訳の地方債730万円は合併特例債、一般財源45万5,000円であります。

補正の内容につきましては、敷島庁舎の非常用発電機改修工事775万5,000円であります。非常用発電機につきましては、設置から13年を迎え、部品等の交換年数の目安とされている10年を超え、3年を経過しております。保守業者と契約を締結し、非常時の対応に備えておりますが、専門業者からの点検におきまして主要部品等の劣化による交換を指摘されております。敷島庁舎は、災害時においても本庁機能を有することから、予期せぬ事態の対応に備え、非常用発電機の安定した設備を確保するため主要部品等の交換に伴う改修工事の必要経費を増額補正するものであります。

次に、補正予算説明書の30ページをお願いいたします。

繰越明許資料になりますが、一番上段になります。2 款総務費、1 項総務管理費、7 目支所及び出張所費につきましては、先ほど説明いたしました敷島庁舎非常用発電機改修工事について、本年度内に完成する見込みがないことから予算の繰越しを行う必要となり、繰越明許費775万5,000円をお願いするものであります。

なお、予算議決後の事業執行につきましては、来年1月に入札、契約後着工し、令和7年5月末の工事完成を予定しております。

以上で、12月補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 齋藤双葉支所市民地域課長。

○双葉支所長兼市民地域課長（齋藤一也君） お疲れさまでございます。

双葉支所市民地域課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、ナンバー20双葉庁舎維持管理費につきましては、35万5,000円の増額補正をお願いするものであります。財源内訳は全て一般財源であります。

内容につきましては、双葉庁舎のエレベーターに設置しておりますマルチビームセンサーが本年8月7日の大雨により浸水し故障したため修繕を行うものであります。マルチビームセンサーにつきましては、エレベーターの出入口に設置されており、人や荷物などがセンサーを遮っている間はドアが閉まらないようにするための装置であります。

以上で、12月補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、10番の敷島の先ほど言った非常用発電、今回年数を迎えたということで、新しくするというので、これちなみに非常用発電、いざというときに動かなきゃ困るという、これ年間に何か試験的に動かしたりとかということは何もしてたりするんですか。年間で定期的にといいますか、ちょっとその辺教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 森川課長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） 電気工作物の定期点検ということで、月1回稼働しているかどうかの点検はしておるところであります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 敷島は地熱発電というか多分あったよね、地熱の。あれと事業用発電というのは全然別のあれということになっているのかな。ちょっとその辺が理解できない、どうなっているの。地熱発電とはどういう関係になっているの。

○委員長（内藤久歳君） 小田切庶務係長。

○庶務係長（小田切 治君） 電源自体は地熱とは一緒なんですけれども、地熱のシステムにつきましても、主に空調のシステムになっております。今回のこの自家発電機につきましても、敷島庁舎全体が停電になったときの電力を賄うためのものになります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然その非常用的にしか使わないということの機械ということ、今回は。地熱はもう常時あれがある程度発電をした中で使っていると思うけれども、それとは全然別な解釈でいいということですね。

○委員長（内藤久歳君） 小田切係長。

○庶務係長（小田切 治君） おっしゃるとおりです。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より2款総務費及び4款衛生費について一括で説明をお願いいたします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民活動支援課から2件の補正予算をお願いするものでございます。

補正予算説明書は14、15ページをお願いします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、09男女共同参画推進事業につきまして、補正額7万5,000円を増額し、補正後の額は281万6,000円をお願いするものであります。

す。

内容につきましては、配偶者等からの暴力に対する被害者の相談業務において、緊急に保護が必要な場合、委託先が所有するシェルターへの受入れに伴う宿泊費及び食費を市が負担するものでありますが、想定を超える利用があったため委託料を歳出予算として計上させていただきました。

内訳としましては、保護が必要なDV被害者3名が10日避難した場合の宿泊費及び1日3食の食費の合計7万5,000円の増額をお願いするものであります。

補正予算説明書20ページから23ページをお願いいたします。

次に、4款衛生費、2項環境衛生費、3目やすらぎ聖苑管理費、01一般管理費につきまして、補正額386万円を減額し、補正後の額は2,397万3,000円とする補正をお願いするものであります。

内容につきましては、令和6年10月1日に施行されたやすらぎ聖苑条例の改定に伴う利用料金の増額により10月以降の利用料収入の増額が見込まれるため、指定管理者と締結している年度協定の見直しにより指定管理料を減額するものであります。

内訳は、12節委託料として当初計画における利用件数700件のうち、10月以降の想定利用件数386件に、市内の成人利用者を基準とした料金の増額分1万円を乗じた金額である386万円を指定管理料から減額するものであります。

以上が、市民活動支援課の補正予算の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、男女共同参画の中で7万5,000円どうということ、DVの関係3人対応したということで、これは宿泊施設、それはもう1日で元に帰る、これ後の対応はというふうになっているの。ここで分かるのかな。

○委員長（内藤久歳君） 内野市民活動支援係長。

○市民活動支援係長（内野真理君） お答えいたします。

子育て支援課など市の関係機関も支援のほうに入っております、対応をしているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） こちらのほうの今回あったのが3名の者に対して14日間のシェルターへの避難がございました。その方たちの宿泊費及び食費について、今回補助というか支給させていただきました。その件につきまして、市のほうとしましては、市のほうのあらゆるサービスのほうを受け入れる者については、そちらのほうに誘導するとか、あとそのシェルター先の委託のほうの相談者のほうが同行して、警察とかあと必要な行政サービスのほうを受けられるところまでついて行ってサービスするような形を取っているようなところがございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） それはあれですか、この課でやっているんですか、その宿泊したら警察とか、例えばそういったところへ連れていって相談に乗ってもらうとか、それはここの課でやっているのかな、市民課で。

○委員長（内藤久歳君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 市のほうへは相談をいただきましたりとか、直接委託業者のほうに相談がいきます。その業者が同行して警察とか、あと市のほうの行政サービス、または別の団体のサービスとかを受けるような形になっております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 要するに、委託しているからその業者が結局やって、その宿泊料とかご飯、食事代とかを市でこの予算を見て、あとは業者がある程度その辺のところの対応はしているという解釈でいいんですか、これは。

○委員長（内藤久歳君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より3款民生費及び9款消防費について一括で説明をお願いいたします。

志田防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（志田さか江君） お疲れさまでございます。

防災危機管理課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の20、21ページをお願いいたします。

3款民生費、5項災害救助費、1目災害救助費、01災害救助費におきまして40万円の増額をお願いするものでございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。

内容につきましては、市内において発生した災害により住家に被害を受けた市民に対し、見舞いの意を表し災害見舞金を支給するため、新たに災害見舞金支給要綱を制定いたしました。

見舞金支給の対象災害としまして、風水害、豪雪、地震、その他異常な自然現象または火事、爆発等により生ずる被害としており、本年8月7日に発生いたしました約100ミリの記録的短時間大雨により被災をした方から対象としております。

申請に当たりましては、罹災証明書等の証明書類を添付としております。

見舞金の支給額につきましては、住家の全壊・全焼は1件10万円、半壊・半焼は1件5万円、床上浸水は1件3万円としております。

補正額の内訳としまして、全壊・全焼1件分10万円、半壊、床上浸水10件分30万円の合計40万円の補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書の24ページから27ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、02防災無線施設維持管理費におきまして56万4,000円の増額補正をお願いするものです。財源内訳は全額一般財源でございます。

内容につきましては、防災無線子局市内190か所の電気料でございます。主な要因としましては、毎月料金の変動する燃料費調整額の減額率が低下したこと、また毎年料金の変動する再生エネルギー賦課金が増額したことにより、決算見込みにおいて56万4,000円が不足する見込みであるため、当該予算を増額補正させていただくものでございます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 災害の見舞金ということで、市単独で要綱をつくって、最高10万円、5万円、3万円今説明があった。大変いいことだと思うので、ただ基準がきちっと全壊が10万、半壊が5万、床上が3万とかあったんだけど、例えばこれは分からないけれども、それ以外の被害があったとか、要は倒木が倒れてきたとかそういうところとか、特に北部なんかはそういう可能性があるんだよね。そういったこともやっぱり視野に入っているのかな。あくまでもこの前の8月7日の水害のときのにらんだ中のこれは要綱なのか、その辺はどうなの。ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 島田防災危機管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） このたびの要綱につきましては、あくまでも大雨ということの中で一般的なそういう要件の内容の下に見舞金を支出するというようなこととなっております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然この間8月7日の豪雨で大変な被害があったので、我々もそれは承知をしているし、いろいろあるけれども、これからいろんなことが予測されるじゃないですか、要は。そういったものも、今回はこれで要綱つくったんでいいんだけど、またいろんなこともまた内容をまず見直すことも当然今からあり得ると思うんだよね。あまり固辞せずに、やっぱりある程度の市民がなったときに、皆平等に、災害があつて、ここが駄目で、これがいいなんていうんじゃないで、ある程度の見舞金として、これ大概の金額を多くやるというものじゃないけれども、気持ちとして市として見舞金を出すことはやっぱりいいと思うから、今後もこれ要綱等も十分これから研究してもらって、また内容等もしあつたら変えてもらえればありがたいなど。またそれも十分今後生かしてもらえればありがたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

別件でいいですか。

○委員長（内藤久歳君） はい、どうぞ。

○委員（赤澤 厚君） 別件、まずは防災無線のことだよ。これも8月7日に絡んでいるんだけど、防災無線のことで、豪雨でほとんど聞こえんだよね。もうあれだけ降っちゃうと、防災無線ももう本当にあれだけの大雨だとなかなか分からないと結構あったんだよね。あの辺も正直言って、今から課題だけれども、一つの課題としてそのときの周知徹底が、市

民に対して避難くださいといったって、防災のあれだけ降っていて防災無線がほとんどもう聞こえない状態で、だからそういうことも今後の一つ課題として考えていく必要があるのかなと思うんだよね。特に、北部とか中山間地のほうの人たちは年寄りが多くて、そして言われても自分のところでは行けないんだと。それは今度そこへ公民館へ来る足がなくて行けないとかいろんなこともちょっとこの間聞いたんだよね。一つの今後の課題として、そういうところを自治会長ともよく相談しながら、今後の市としてできる範囲、全部100%できるかどうかは別にしても、できるだけやっぱり被害を食い止めるということが、災害を食い止められない、被害をできるだけ少なくすることが大事だと思うので、やっぱりその地域の自治会と相談しながら、その辺も今後の防災に対してはまた検討してもらえればありがたいなど。これは一つの要望ですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 災害救助費の件で、これすみません、40万の対象者は何人ぐらいいるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 志田防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（志田さか江君） 今回の見舞金に対しまして、8月7日の災害時の被災された方、罹災証明を出されている方、床上浸水が4件と半壊が2件交付されております。その方を含めまして、あと今後の見込みということで、災害の全壊・全焼を1件10万円分と半壊、床上浸水ということで10件分を見込んでおります。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 8月7日の床上浸水とか床下浸水というのは分かるけれども、全壊、半壊というのがちょっと、そんなぐらいの浸水被害があったのか。

もう一点が、先ほど罹災証明書を対象者にしているわけですよね。これから罹災証明書を出さないと対象にはならないということですね、要するに。ちょっとその辺確認。

○委員長（内藤久歳君） 志田課長。

○防災危機管理課長（志田さか江君） 罹災証明の期限がありまして、発災から90日としておりまして、申請期間は90日で11月5日で終了となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 中には罹災証明書を出さなきゃという、特に独り暮らしの高齢者の分からない方がいるので、それはもう打切りになってしまったということなんですけれども、罹災証明書、今回は被害状況があられた方に対してそういった周知をされたのか。罹災証明書を出してくださいとか何らかの周知がされたのか、ちょっとその辺確認させてください。

○委員長（内藤久歳君） 島田危機管理監。

○防災危機管理監（島田 伸君） このたびの8月7日の大雨の災害に遭われた方については、まず私の甲斐市の配備体制の中でどのくらい床上浸水、床下浸水あったかということを経験を受けております。その報告を受けた方には、防災危機管理課のほうから連絡して罹災証明を取ってください、窓口に行ってくださいということを伝えてはおります。また、罹災証明については、基本的に税務課の職員がそちらのお宅にお伺いする、しなくても電話とかで定規を使って、その場所がここまでというような例えば携帯での撮影とかそういったものでもできるような仕組みにはなっております。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 国のほうで地震とか水害があったときには、写真の撮り方なんていうのが、甲斐市はたしかホームページでやっていると思うんですけれども、ぜひそれ知らない方も結構いると思うので、周知をまた徹底していただけたらなと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より10款教育費及び繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費、27ページの右側説明欄、01学校ネットワーク管理費につきまして、補正前の額1億4,248万9,000円に3,323万6,000円の減額をお願いし1億925万3,000円とするものでございます。財源につきましては、地方債の3,150万円は合併特例債、残りの173万6,000円は一般財源であります。

内容といたしましては、各小・中学校において児童・生徒の成績や教職員の旅費などを管理している県下統一の校務支援システムについて、令和6年度末に更新時期を迎えることに伴い、県では令和6年度に新たなシステムを構築し、令和7年度からの運用を計画していたところであります。しかし、現時点において県と市町村のシステムを接続するための使用条件及び県と市町村との負担割合が決まっておらず、令和6年度内でのシステム構築及び令和7年度以降の運用開始が見込めないことから、今年度予算計上していました次期校務支援システムに関わる環境整備機器購入費2,645万円と、これに伴う環境整備業務委託料678万6,000円の合計3,323万6,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下の2項小学校費、1目学校管理費、27ページの右側説明欄、07竜王西小学校費につきまして、補正前の額11億1,213万2,000円に4,065万円の増額をお願いし11億5,278万2,000円とするものでございます。財源につきましては、全て一般財源であります。

内容といたしましては、竜王西小学校の用地につきましては、全体面積2万3,360平米のうち2,938平米が借地となっており、これまで用地交渉を続けてきましたところ、地権者2名から借地のうち合わせて2,076平米の売買についてご承諾をいただくことができましたので、今回用地購入費4,152万円の増額と、令和5年度末に地権者1名から用地を購入したことに伴い、今年度に計上していた借地料87万円を減額し、合計で4,065万円の増額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の30ページをお願いいたします。

下から2行目になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備費につきましては、当初予算で竜王北小学校教室棟増築工事設計業務委託918万5,000円を計上しておりましたが、現時点における今後の児童数の推移及び県が進めている25人学

級について、5年生以降への拡大の動向を勘案し、竜王北小学校よりも優先的に玉幡小学校の教室不足対策を講じる必要があることから、玉幡小学校教室棟増築工事設計業務に変更するものでございます。玉幡小学校の設計内容につきましては、竜王北小学校で計画していた内容と同様になりますので、委託料は同額の918万5,000円となります。財源内訳の市債870万円は合併特例債で、残りは一般財源であります。

なお、玉幡小学校教室棟増築工事設計業務委託につきましては、年度内の業務完了が見込めないため予算の繰越しを行う必要があることから、繰越明許費をお願いするものでございます。

本設計業務につきましては、令和7年2月に発注し、12月に完了を予定しております。

また、工事につきましては、令和8年度に発注し、完成は令和8年度末を予定しているところでございます。

説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 先ほど学校ネットワーク、県とのということなんですけれども、今回予算つけて実際としてはかなわなかったとか、そこまでいっていなかったということなんですけれども、今回こうやって予算が得られて、県との結びつきということで予算を出したんでしょうけれども、これはまだまだ先になるような形ですかね。すぐ近いうちにできるよとかそういう感じですか。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 現在システムの内容、仕様等、あと機能どうなるかということをお県からの説明も受けておまして、その中で市町村と県との割合についても論議しているところなので、まだ当面時間がかかるかなと考えております。ですので、令和7年度の当初予算でもちょっと計上が厳しいのかなというところです。今、随時、県と論議を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 竜王西小学校の校舎の用地購入ということで、本当皆さん方大変ご苦労があって、2名の地権者から購入していただくことになったと。これまだあと何件ぐらい残っているのかちょっと教えてもらえるかな、悪いね。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 残りの地権者数は1名となっております、面積は3筆、合計で862平米となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） あと残り1名ということですね。その辺のところの地権者との話合いとか、その辺の状況は、今現状はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 地権者との交渉につきましては、この方買収には反対しているわけではなくて、計画的な資産運用をしている方ですので、またタイミングを見ながら、随時肅々と交渉を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 必ずしも固辞をしているということではないようなので、できるだけ早くにやっぱり取得したほうが、当然市の土地にしたほうがいいと思うので、できるだけ今後鋭意努力してもらって、肅々とか言わずにできるだけ早くに解決するようによろしく進めてもらえればと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 小学校の教室の増加工事、繰越明許のものなんですけれども、竜王北小学校が予定されていましたが、いろいろもろもろ勘案して玉幡小を先にやるということなんですけれども、こちら竜王小のほうは計画自体がなくなるのか、それとも順番が後ろに下がるだけなのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） 竜王北小学校につきましても、近隣の住宅の開発とかの絡みもありまして、一概に児童の見込みが減っているというわけではありません。私どものほうでも、

学校教育課から学級編制に伴う児童数の見込みというものを出示していただき、その中で計画を立てているところでありますので、一概にこれで竜王北小学校の教室棟の増築の設計を行わないということではありませんので、一応竜王北小学校の増築の設計工事につきましても、今現在考えているところではあります。よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時56分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より10款教育費について説明をお願いいたします。

樋川学校教育課長。

○学校教育課長（樋川和之君） お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書は26ページ、27ページになります。お願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額5億8,475万1,000円につきまして33万円の増額をお願いし5億8,508万1,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

内容であります、竜王西小学校における調理員の欠員を補う代替調理員の不足した報酬及び最低賃金引上げに伴う報酬の増額をお願いするものでございます。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費につきましては、補正前の額4億3,198万4,000円につきまして184万8,000円の増額をお願いし4億3,383万2,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、地方債170万円、残りは一般財源となっております。

内容であります、敷島給食センターにおいて10月3日の停電により電話機主装置の基盤が故障し、内線電話が不通となりました。作業途中に起こるトラブル等の緊急対応に内線電話は必要不可欠であること、電話機は20年以上経過しており、部品もなく、修理が困難

であるため機器の入替えが必要になったものであります。また、電話機の更新とともに、4年後にISDN回線が終了となることから、光回線への変更を併せて行うものであります。

続いて、4項学校給食費、2目学校給食費につきましては、補正前の額2億9,064万8,000円につきまして520万3,000円の増額をお願いし、2億9,585万1,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、地方債490万円、残りは一般財源となっております。

内容であります。竜王小学校の調理室において、平成20年に設置したフードスライサーにおいて使用時に扉が開いているのに刃物プレートが回ってしまうといった安全装置が正常に作動しない危険な状態であることが保守点検時に指摘されました。調理員の安全を確保するため、機器の入替えが必要になったものであります。

また、竜王北中学校の調理室においても、平成17年に設置したスチームコンベクションオーブンの小型ボイラーにおける一酸化炭素の値が高いと8月の保守点検で指摘されました。既に製造中止となり、部品がなく修理ができない状況であり、調理員の安全確保のため機器の入替えが必要になったものであります。

続きまして、5項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額1,111万8,000円につきまして77万6,000円の増額をお願いし1,189万4,000円とするものであります。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

内容でございますが、令和5年度分の子育てのための施設等利用給付交付金の国庫負担金及び県費負担金の額が確定したことに伴い、国及び県への返納分の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今の調理機器の不具合ですが、どこどこだったか、ちょっともう一度お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 樋川課長。

○学校教育課長（樋川和之君） 調理室のほうでよろしいでしょうか。給食センターにおいては、先ほどお話をさせていただきましたとおり、内線電話が不通となってしまいました。よろしいですか。

学校給食費のほうにおきましては、竜王小学校の調理室及び竜王北中学校の調理室になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の調理室ということであったんだけど、今、結構竜王は古い調理室だね、みんな。玉中はいつだったか新しくしたんだよね。ちょっとここどういいう計画がその辺のところがあったかちょっと教えてもらえますかね。それ以外で、今、結構老朽化していて古いということになっていて、今そういったものの給食室の今後の人間というか、どういいうふうなのがあって、いつだったかちょっと聞いて、ちょっと悪いね、この際ちょっと聞いておきたい。

○委員長（内藤久歳君） 名取教育部長。

○教育部長（名取藤吾君） 各学校の給食室、自校式の給食室につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたように、玉幡中学校は6年ぐらいというところもあれば古いところもあります。現在、各学校での給食室が必要なのか、それとも集約すべきなのか、いろいろとやっぱりこういう施設計画なんかもありますので、そこも勘案しながら、古いものは少しまとめて新しくするなどいろいろな案を考えておりますので、また古いものについては、やはり故障がどうしても多くなってしまいます。そういうところも考えて今後計画に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。

今部長のほうから話をしてもらったので、当然将来的な計画、センターがいいのか、個々の学校がと、前も何回かこの委員会で出ているし、その辺のところも合併して20年になっていろんな施設も結構老朽化して古くなっているんですね。だから、当然その辺のところも検討はしていると思うけれども、また機会があるごとにこの委員会に報告してもらって、進捗状況、どういいうノウハウで進んでいるか、また随時報告してもらえればありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時04分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、生涯学習文化課より10款教育費及び財源更正について一括で説明をお願いいたします。

大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） お疲れさまです。

それでは、生涯学習文化課より補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書26ページ、27ページをお願いします。

10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費、03文化財調査事業の財源更正であります。

本年8月7日に起きた大雨により、双葉庁舎2階に保管していた古文書が漏水により被害を受けました。その中には個人の所有者から預かっている寄託文書も含んでおり、修復作業を進める必要があります。現在、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査で遺跡等を発掘した場合における緊急発掘調査事業費として当初予算に495万5,000円を計上しており、この財源内訳は、原因者負担の全額、その他収入、埋蔵文化財調査負担金となっております。この事業費に不用額が生じる見込みであることから、その他収入の埋蔵文化財調査負担金81万7,000円を一般財源に更正し、古文書の修復作業経費とするものであります。

補正予算の説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 文化財は、この間の双葉庁舎のことであったということで、これ関連して文化財の双葉の用地をある個人のほうから寄附してもらって、そこに文化財の庁舎を建てるなんていうちょっと話があったんだけど、その辺のところ、ちょっと関連して、す

みません、委員長、その辺の進捗状況というか、来年に向かって何かその辺の進展があったのかどうか、ちょっと教えてくれる。

○委員長（内藤久歳君） 大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） こちらの拠点施設のほうにおきましては、前年度に基本構想というものをつくりまして、それを基にして現在その構想の見直しのほうを行っている状況であります。また、それに伴う整備検討委員会のほうがありまして、そちらのほうにちょっと今現在意見を求めているような状況であります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然その文化財の双葉のあそこへ建てて埋蔵、そこへするというのは、せっかく寄附してもらったから、ちょっと話があったけれども、それもそのままになっているけれども、令和7年度にそのほうの1回うちのほうも文化財の審議員の人たちと話合いを持ったよね。そこで結構予算がかかって大変だなんていう話、これはなかなか簡単にはいかんと思うけれども、そうはいつでも、あその土地を寄附してもらって、あそこへ埋蔵を一括してそういった博物館みたいなのを建ててそこでやるなんて話もちょうと話があったんだけれども、その辺の話は何かどうなっていますか。部長分かるかな、悪いね。

○委員長（内藤久歳君） 名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） よろしくお願ひします。

決算議会のときにちょっと説明させていただいたんですが、基本構想はつくったんですが、やはりかかる費用が大分かかると、文化財施設を造った場合。審議会のほうでも、やはり持続可能な建物としてもし造るのであればそういう部分協議が必要であろうということで、どこまで必要なのか、見せるだけのものでいいのか、それとも保存するだけのものでいいのかということをもう一度やはり考え直す必要があるということで、もう一度協議会がありますので、そこで話を意見を伺いながら、来年度もう少しちょっと具体的にどういう方向で進めるのかというのを協議していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この際だからちょっと言わせてもらいたいのは、なぜかという、今度は赤坂へある民間の業者が見えるじゃないですか。あそこへ造るということになっているんだよね。結構近いんだよ、あそこ。だからそういったものを考えた中で、甲斐市の中でそうやって来た人にまた甲斐市の文化財を見てもらうとかそういったものをトータルで考えて、あの辺に一带にそういった観光的なものにとということも一つの方法だと思ひます。そう

いったものを考えながらやっぱりまちづくりをするという形の中でミュージアムがあると。こっちには市の文化財のそういったものがありますよと、観光もあります。大きな形の中で、近くにどうせあるから、だからそういったものを絡めた中で、今後検討委員会の中でもできたら生かしてもらえればありがたいかと思いますが、またその考えもまた部長もちよっと頭の隅へ置いておいてもらって、そんなようなことも検討してもらえればありがたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回質問で自然休養村センターの問題を取り上げるんですが、あそこの側道に大分文化財関係が入っているという話ですが、あそこまだ10年しか使えないはずなので、そんなことも含めて総合的に検討をお願ひしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 零時 11分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、スポーツ振興課より10款教育費及び繰越明許費について一括で説明をお願ひいたします。

広瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） お疲れさまでございます。

スポーツ振興課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

なお、説明は補正予算説明書にて説明させていただきます。

補正予算書の26、27、28、29ページをお願ひいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、29ページ右側説明欄、02体育館維持管理事業費につきまして、補正前の額1億5,986万円に7,429万9,000円の増額をお願ひし2億3,415万9,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、地方債が7,050万円、

こちらは合併特例債になり、残りは一般財源でございます。

内容につきましては、玉幡体育館アリーナの床改修工事になります。玉幡体育館は、昭和57年に建築され築42年を経過しており、床の老朽化が著しく破損箇所が多数発生していることから、令和7年度当初予算に計上する予定ではありましたが、利用者の安全確保のため早期に開始をする必要があると判断し、12月補正予算案に管理業務委託費37万5,000円、工事請負費7,394万2,000円、合計7,429万9,000円の増額補正予算をお願いするものでございます。

次に、本工事に伴う繰越明許費についてご説明いたします。

30ページをお願いいたします。

表の一番下、10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、繰越明許費7,429万9,000円につきましては、先ほどご説明いたしました玉幡体育館アリーナの床改修工事になりますが、年度内の完了が見込めないことから、管理業務委託費及び工事請負費の繰越明許費をお願いするものでございます。

なお、工事期間につきましては、玉幡小学校の卒業式、入学式などを終えた来年5月から夏休み期間中の8月下旬を予定しております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 玉幡体育館は、これは避難所に指定されている。

○委員長（内藤久歳君） 広瀬課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修君） 指定、こちらのほうはされています。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、国のほうで予算やっている中で、やっぱり避難所の空調を今度は考えていこうと石破総理大臣が話をしているじゃんね、今度防災省をつくって。そういったものを絡めた中で、ここは工事をやっていく、今後もここは今すぐこれは床だからやらなきゃならんけれども、こういったものも将来的に国のほうの動向を見ながら、空調という、今までは空調はなかったけれども、停電になっちゃ意味がないじゃないかという話があったんだけど、今から国のほうでそういう方向に向いているんだよね。その辺についてどんな

ふうなことを考えているか、ちょっともし考えがあったら教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 名取部長。

○教育部長（名取藤吾君） 空調、学校の体育館とかも今は入っていない状態ですので、避難所としての空調に関しましては、確かに学校の体育館としても課題として捉えております。今後また防災のほうとも話をして、有利な交付金があるのかとか、あとは体育館も今長寿命化の改修工事を計画してやっておりますので、そこで一緒にやるのかとかいろいろな方法があると思いますので、今後防災とも協議しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひお願ひして、ただうちも長寿命化の今度結構体育館のあちこちにも改修したところがあるんだけど、今後もまだ計画ありますよね。そういったところは、やっぱり国の動向を見ながら、今、国のほうでそんな能登半島から東日本から能登について、やっぱり避難所の空調を整備しなきゃ駄目だというのが出ているので、その辺も情報とか国のほうの動向を見据えながら、市のほうも対応していけばいいと思うんだけど、その辺もまたぜひ国のほうの状況を見ながら進めてもらえればありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 16分

再開 午後 零時 19分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

ここで予定とは変更となりますが、先に請願審査を行います。

請願第6-5号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

なお、本日は紹介議員として保坂議員、また山梨県弁護士会より藤巻俊一弁護士、埴原美紗子弁護士が出席しており、説明等についても受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、そのように決定いたします。

それでは、請願の内容につきまして詳細説明を受けます。

初めに、紹介議員からお願いいたします。

保坂議員。

○紹介議員（保坂 康君） じゃ、私のほうからお願いいたします。

再審法改正を求める意見書についてご説明いたします。

昨今いろいろありますけれども、今回こういうふうな形で、この間もありましたけれども、それについて弁護士会のほうからこういう請願が来ておりますので、請願事項をちょっと3つほどありましたので、よろしくお願いいたします。

1、再審請求手続における手続規定の整備。

2つ目として、再審請求手続における証拠開示の制度化。

3として、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止。

これを一応事項としてお願いします。

あと、請願の理由としましては、やってもいない犯罪で有罪とされる冤罪は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命を奪いかねない最大の人権侵害ということですので、これに基づきまして弁護士会のほうからこれについての意見書を頂きましたので、請願をいただきました。

これについて、詳しい内容については、弁護士会のほうからよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 藤巻弁護士。

○弁護士（藤巻俊一君） 山梨県弁護士会の弁護士の藤巻と申します。

今日は貴重なお時間を頂戴して誠にありがとうございます。

私のほうから、今回の再審法改正を求める意見書採択に関する請願ということで、若干ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

先ほどお配りしました資料のほうのこちらの再審のルールと書いてあります漫画の載っているこちらの資料のほうが一番分かりやすいかと思っておりますので、こちらをご覧くださいというふうに思います。

まず、再審というのは、一旦確定してしまった裁判についてのやり直しを求める、そんな手続になります。最近では、今年の秋に袴田さんの再審の事件が大きく報道されたところではあります。

実は、その再審という手続においては、実は法律でほとんどルールが決められていないというふうなことであります。なので、再審の手続をするにしても、ちゃんと真面目にやってくれる裁判官であればいいんですが、そうではない裁判官に当たってしまいますとほとんど何もできないまま再審の手続が終わってしまうみたいな、そんなことがあったりしております。

そのところで、まず今回の請願のところで、1つ目として、再審請求手続における手続規定の整備ということで、ちゃんとその再審の手続のルールを決めましょうと、法律で決めましょうということを請願させていただきたいというふうに考えております。

また、その再審の際には、どちらも証拠があるかないか、そういった話になるんですけども、これ実はこういう裁判の証拠というのは、再審を請求する側には全く開示されることがありません。これまでは、そのところの開示をするというルールもなかったもので、裁判官のほうからその検察官に証拠を開示しなさいという命令を出して、渋々そこで検察官が証拠を開示するみたいな、そんな流れになっておりました。その証拠の中には、冤罪の方にとって有利な証拠というのもし隠されているということがこれまでも多々ありました。特に袴田事件でも問題になったところについては、実はこの再審のところにおいてようやく開示された証拠、そこは無罪の証拠があったので、それがあったおかげでようやく袴田さんが再審というふうなことになったんですけども、そこが法律上証拠を開示する、証拠を見せるルールというのがないので、そのルールまでちゃんとつくりましょうということで、今回の請願の2番目のところに挙げさせていただいております。

また、3つ目として、再審開始決定に対する検察官による不服の申立ての禁止というところの話なんですけど、実は再審をやる際には、裁判でやり直しをしてくれというところをまず裁判所に請求をして、それが認められればようやくやり直しの裁判が開かれるという話になるので、まずはやり直しの裁判をするかしないかというのを決めることとなります。それが再審の開始というふうな話になるんですけど、そのところで、まず裁判をやり直しか、しませんかというところのところにおいて、裁判所が再審をすると、裁判のやり直しをしますというふうに決めた際に、それに対して検察官が不服の申立て、裁判のやり直しをするのはおかしいということを一応検察官が不服の申立てができることになっているんですけども、ただそのせいで袴田事件では、実は2014年に再審を開始するという決定が裁判所が出したんですけども、検察官がそこで不服の申立てをしたことによって、結局実際にやり直しの裁判が始まるまでは10年近くかかったということがあります。なので、結局そのと

ところで今回は袴田さんが非常に高齢ではあるんですけれども、何とか無罪になるまでは生き長らえることができたんですが、場合によっては結局再審ができないまま亡くなってしまうということも可能性としては十分にあったわけです。

なので、そここのところで、やっぱり検察官が再審開始の決定に対して不服を言うことは、それはよくないんじゃないかというふうなところで、今回検察官による不服の申立てというのを禁止するというのも含めて再審法を改正すると、そういった形で法律の改正を求めるということが、日弁連として今ただいま動いているところであります。

その中で、再審法の改正ということで、日弁連、日本の弁護士の組合みたいなのがありまして、そここのところでも活動しておりますし、各都道府県の弁護士会のほうでも一緒に努力をしているところです。

今、国会のほうでは、再審改正のほうの一応議連もできておりまして、300名近くの国会議員の先生方にも参加していただいているところです。その中の一環として、各それぞれの市町村のほうの議会のほうにも請願のほうを今お願いしているというところになります。

ちなみに、山梨県のほうでは、今のところ山梨県と甲府市と甲州市とあと山梨市のほうで一応請願が上がっているというところになっております。ほかの市町村につきましても、今甲斐市さんも含めて請願のお願いをしているところということになります。

ということで、簡単ですけれども、一応内容の説明としては以上になりますので、ぜひこちらの請願のほうの採択のほうをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑等がありましたらお願ひいたします。

質疑はございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど今、国のほうでこの刑事手続法の在り方についての協議会というのをたしかやっているのをちょっとちらっと聞いたんですけれども、国の答弁というか、今3つほど具体的に国の側の考え方というか、どういうことを言っているか、ちょっとその辺が分かれば教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 藤巻弁護士。

○弁護士（藤巻俊一君） ご質問ありがとうございます。

本日すみません、お配りしました資料の中に、こちらの議事録に見る在り方協議会の議論

というA4の横書きの表裏のカラーになっている資料がございます。こちらのところに、ただいまご質問いただきました在り方協議会のところについて、一応日弁連の見解が書かれております。

今ご指摘があったとおり、再審法の改正につきましては、こちらの法務省のほうのつくっております一応協議会のほうで議論はされてはいます。ただ、こちらでも書いてあるとおり、法務省としては、こちらの再審法の改正というふうなところについて一応議論はしてはいるんですけれども、実質的にはなかなか進んでおらず、法務省としてこの再審法の改正についてちょっと積極的に行っているというふうには我々としては感じられないというところがありますので、こちらの在り方協議会のほうで議論はされてはいるんですけれども、それだけではなくて様々な法改正についての運動を一応させていただいていると、そんなところになるかと思えます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） ちょっと法律はあまり詳しくないので、恥ずかしい質問をしてしまったら申し訳ないんですけれども、冤罪の方を救済するという目的ではすごく必要な改正のかなと思うんですが、真に有罪であった場合のそういった人がこういった再審請求をするという場合の影響というのはいかがお考えでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤巻弁護士。

○弁護士（藤巻俊一君） ありがとうございます。

ただいまご質問いただいたところの話にはなるんですけれども、基本的には裁判所のほうで再審の場合、新しい証拠がない限りは有罪となっている人が無罪になることは基本的にはありませんので、もし本当にもちろん再審を請求する方の中には、本当の犯人だという方もいることはそれは否定はできないところにはなるんですけれども、ただそういった場合に無罪になるような明らかな証拠がない限りは、こういうここでお願いをしているのはルールをつくりましょうというだけの話になるので、仮にルールがちゃんとできたとしても、その有罪の方が無罪になるような証拠がない限りは、結局その人が有罪、有罪という判断は変わらないかと思うので、これができたことによって、じゃ、有罪の人が無罪になっちゃうということは、おおよそそれは考えられないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） そうなると、有罪の方が無罪になるということはなかったとしても、刑が確定するのが長期化するということになりますか。

○委員長（内藤久歳君） 藤巻弁護士。

○弁護士（藤巻俊一君） ありがとうございます。

一応この再審というのは刑が決まった後の話になるので、例えば懲役10年とかになるとした場合には、もうその刑務所に入って10年間やっていく中で再審のほうの手续をしていくということになるので、刑としては確定はしているというふうなことになるので、中には例えば10年たって刑務所を出所した方で再審をするみたいなこともあったりはするんです。

死刑の場合には、残念ながら死刑をする前にやるというふうなこともありますし、実はその死刑が執行された後、ご遺族のほうで再審請求するみたいなこともあったりはしているので、再審のこの手続と刑の執行とは直接は関係なくて、刑は執行しながらも再審請求をしていくみたいな、そんなように考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほどの証拠の開示が裁判所によって違いが、裁量があって全然違いがあるというのは、あれっと私も思って、策定、ある程度ルールをつくりましょうというのは、多少はそうなのかなという部分もあるし、また大正時代から再審法がちょっと変わっていないというので、時代に即したあれも必要なのかなというふうに率直に思いました。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で請願に伴う質疑を終了いたします。

なお、藤巻弁護士、埴原弁護士におかれましては、本当に多忙な中、ありがとうございました。

ここで暫時休憩し、関係者が退出をいたします。

休憩 午後 零時 33分

再開 午後 零時 35分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

これより本請願について順次、各委員の意見を求めます。

副委員長から順次、お願いいたします。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 非常に全国的に格差があるということで、これは是正すべき課題だと思っておりますので、この請願に対して賛成いたします。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） この袴田さんの事件を含めて、冤罪の問題は私取り組んでいますので、ぜひむしろ遅過ぎるくらいです。よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 請願に賛成です。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど裁判官の裁量によってルールが異なっている感じで、やっぱりルールは必要かなと思うので、この件については賛成です。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） 私もこの社会的にも問題になっていることだと思っておりますので、先ほど松井委員が言われたように遅過ぎたかなというふうには思いますが、今回こういう形で出てきましたので、賛成をしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 安倍委員。

○委員（安倍健治君） これもいろいろここだけじゃなくても、いろんなところを調整しなきゃいけないとは思いますが、これはとてもいいことだと思うので、賛成でよろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 零時 36分

再開 午後 零時 37分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第6－5号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について採決いたします。

お諮りします。本請願は採択することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で請願第6－5号の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 零時 38分

再開 午後 1時 29分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

なお、松井委員においては、遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

次に、経営戦略課より2款総務費について説明をお願いいたします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 改めて、こんにちは。大変お疲れさまでございます。午後もよろしく申し上げます。

それでは、経営戦略課から12月補正予算の内容についてご説明させていただきます。

なお、説明は補正予算説明書にて説明をさせていただきますので、補正予算書の14ページをお願いいたします。

14ページの中段になりますが、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきましては、補正前の額9億1,851万2,000円に対しまして4,962万5,000円の減額補正のうち、経営戦略課に関わる費用として国・県支出金を5,000万円減額し、一般財源30万円の増額をお願い

いするものであります。

15ページをお願いいたします。

先ほどの5,000万円の減額につきましては、12節委託料を減額し、30万円の増額は10節需用費を増額するもので、ページ右側説明欄のナンバー07地域公共交通活性化、再生総合事業に関わる費用でございまして、経営戦略課に関わる費用としましては、合計4,970万円の減額になります。

内容につきましては、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助率10分の10を活用し、EVバス使用による実証運行に伴う委託費を1億5,000万円としておりましたが、国から示されました補助金交付上限額が1億円となったことから5,000万円を減額するものであります。

次に、需用費30万円の増額につきましては、甲斐市民バスの運行に伴う燃料費について増額補正をお願いするものであります。

以上、12月定例議会に提出いたしました補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 補助金が想定よりも少なくなったということなんですけれども、予定されている自動運転バスですとかそういった公共交通の実験なんかは予定どおりできそうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 運行に関しては予定どおりということで、5,000万円の減額につきましては、最初のところは車両購入等も予定していたところですが、その減った分はリース等、またラッピングや人件費のほうの抑制を図る中で、運行自体は計画どおりに運行をしております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時35分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、財政課より13款諸支出金について説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） お疲れさまです。

それでは、財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

13款諸支出金であります。1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立13億1,787万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。

財政調整基金につきましては、今回の積立てによりまして、現時点での年度末現在高見込額は53億5,403万8,000円という状況であります。

以上、歳出についてご説明いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

以上で歳出を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

財政課より11款地方交付税から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中貴則君） 続きまして、このたびの一般会計補正予算20億8,633万6,000円

につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、11款地方交付税であります。1項1目1節地方交付税3億7,951万1,000円の増額につきましては、普通交付税の確定に基づく増額になります。

次に、13款分担金及び負担金であります。1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金50万5,000円の増額につきましては、高岩頭首工本復旧事業の実施主体であります山梨県が事業費を変更したことに伴い、関係自治体、甲府市、昭和町の負担金を増額するものであります。

次に、14款使用料及び手数料であります。1項使用料、3目衛生使用料、1節保健施設使用料43万6,000円の増額につきましては、敷島保健福祉センターの利用者の増加に伴う増額となっております。

次に、15款国庫支出金であります。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1億2,264万8,000円の増額につきましては、障がい福祉サービスに係る自立支援給付事業などの決算見込みに基づく障害者自立支援給付費負担金の増額、また特別障害者手当等給付費負担金につきましては、特別障害者手当等の手当額の改定に伴う決算見込みに基づき増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金1億556万3,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格に基づき支弁する費用である教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、教育・保育給付費負担金を増額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金4,852万1,000円の減額につきましては、EVバス自動運転の実証運行に係る補助金の確定に基づく地域公共交通確保維持改善事業費補助金の減額及びごみ分別アプリ配信事業の補助金の交付決定に伴うデジタル田園都市国家構想交付金の増額であります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金141万5,000円の増額につきましては、社会福祉協議会等に委託しております障がい者基幹相談支援センター事業の経費の増額に伴う地域生活支援事業費補助金の増額及び生活保護システムの改修に係る補助金の内示に伴い生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を増額するものであります。

2節児童福祉費補助金463万4,000円の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業の国の補助基準額の改定に伴いまして、地域子ども・子育て支援事業交付金の増額するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金9万1,000円の増額につきましては、健康カルテシステムの改修に係る補助金の内示に伴いまして、感染症予防事業費等補助金を増額

するものであります。

7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金1,032万4,000円の減額につきましては、狹隘道路拡幅整備事業の補助金の確定に伴う減額分及び県道中下条甲府線沿いにあります倒壊の危険がある建物の所有者からの除却の申出に伴う災害時避難路通行確保対策事業費補助金の増額分の差引き分として社会資本整備総合交付金を減額するものであります。

4節都市計画費補助金4,758万8,000円の減額につきましては、補助金の確定に伴いまして、新町本線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金、篠原地区公園整備事業に係る防災・安全社会資本整備交付金及び都市構造再編集中支援事業費補助金をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、16款の県支出金であります。10ページ、11ページをお願いいたします。

1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金6,078万2,000円の増額につきましては、障がい福祉サービスに係る自立支援給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、障害者自立支援給付費負担金を増額するものであります。

2節児童福祉費負担金4,296万3,000円の増額につきましては、保育所等に公定価格に基づき支弁する費用であります教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額に伴いまして、教育・保育給付費の県負担金を増額するものであります。

3目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金11万2,000円の増額につきましては、新型コロナワクチンの健康被害調査に伴います予防接種事故救済事業負担金を増額するものであります。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金43万2,000円の増額につきましては、社会福祉協議会等に委託しております障がい者基幹相談支援センター事業の経費の増額に伴う地域生活支援事業費補助金の増額及び介助用自動車購入等助成事業の決算見込みに基づく増額に伴い、介助用自動車購入等助成事業費補助金を増額するものであります。

2節児童福祉費補助金901万1,000円の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業の補助基準額の改定に伴いまして、山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金と、3段下に記載しております地域子ども・子育て支援事業補助金の増額でありまして、その下段にあります教育・保育給付費地方単独費用補助金につきましては、保育所等に支弁する施設運営費としての教育・保育給付事業の決算見込みに基づく増額であります。

また、説明欄の中で減額となっております乳幼児医療費助成事業費補助金及び乳幼児医療

費支給事務費補助金につきましては、補助金の対象となります未就学児の医療費助成に係る決算見込みに伴い減額するものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金10万9,000円の増額につきましては、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金などの事業費の確定に伴いまして、日本型直接支払事業交付金を増額するものであります。

続きまして、7目土木費県補助金、1節土木費補助金24万円の増額につきましては、中下条甲府線沿いにあります倒壊の危険がある建物の所有者からの除却申出があったことから、山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金を増額するものであります。

次に、17款財産収入であります。2項財産売却収入、1目1節不動産売却収入336万6,000円の増額につきましては、県の都市計画道路田富町敷島線拡幅工事に伴いまして、中下条地内の市有地の一部を売却することから、不動産売却収入を計上するものであります。

続きまして、18款寄附金であります。1項寄附金、3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金75万8,000円の増額につきましては、民間の生命保険会社から高齢者支援への活用を目的とした寄附がありましたので増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。1項基金繰入金、11目1節ラインガルテン基金繰入金54万6,000円の増額につきましては、ラインガルテンクラブハウスの研修室エアコンが故障したことに伴う経費の財源として基金から繰り入れるものであります。

2項特別会計繰入金、3目1節介護保険特別会計繰入金210万6,000円の増額につきましては、令和5年度介護保険特別会計への繰出金について、決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものであります。

次に、20款繰越金であります。12ページ、13ページになります。

1項1目1節繰越金12億8,997万8,000円の増額につきましては、令和5年度決算に基づき確定しました決算剰余金16億8,997万8,000円のうち、補正前の額4億円を差し引いた分を増額するものであります。

次に、21款諸収入であります。5項1目雑入、1節総務費雑入559万3,000円の増額につきましては、県の都市計画道路田富町敷島線拡幅工事に伴う中下条地内の市有建物の物件移転補償費を計上するものであります。

2節民生費雑入4万3,000円の増額につきましては、後期高齢者医療保険料の改定を周知するため広報甲斐に記事を掲載したところですが、その際の経費につきまして、山梨県後期高齢者医療広域連合からの交付金を増額するものであります。

9 節教育費雑入81万7,000円の減額につきましては、埋蔵文化財調査の決算見込みに伴い減額するものであります。

3 目過年度収入、1 節社会福祉費負担金過年度収入1,383万7,000円、2 節児童福祉費負担金過年度収入3,952万2,000円、5 節介護保険負担金過年度収入196万2,000円の増額につきましては、令和5年度の国庫負担金の確定に伴う追加分が交付されますので、それぞれ計上するものであります。

次に、22款市債であります。1 項市債、4 目労働債、1 節脱炭素化推進事業債150万円の増額につきましては、働く婦人の家軽運動場及び駐車場照明器具LED取替工事に充当するため増額するものであります。

12目1 節合併特例債1 億円の増額につきましては、今回の補正予算で提案しております玉幡体育館アリーナ床改修工事、敷島庁舎の非常用自家発電機改修工事、組織機構の見直しに伴う案内看板等の改修業務などへの充当、また篠原地区公園整備事業における国の補助金交付決定額が当初の見込みより減額となったことによりまして、不足する財源に充当するための財源充当として増額するものなどであります。この合併特例債につきましては、今年度が発行期限となっております、今回の補正予算により総額といたしまして約246億円の建設事業発行可能額につきましては、今回で満額充当となっております。しかしながら、決算上におきましては、当然執行差金等が出てきますので、残額が発生することもあり得ますので、その辺はご了承願いたいと思います。

14目1 節臨時財政対策債592万3,000円の増額につきましては、当初予算では6,500万円を計上しておりましたが、発行可能額が7,092万3,000円でありましたので、差額分を増額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書についてご説明いたしますので、補正予算説明書、お手数ですがけれども、32ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計となっております、中ほどの起債見込額の補正額の列にありますとおり、今回の補正で1 億742万3,000円を増額いたしますと、本年度起債の発行見込額はその右の列のとおり26億2,022万3,000円となりまして、一番右の列にありますとおり、令和6年度末の現在高は212億9,009万3,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、合併特例債のことだけれども、今結局満額246億使って満額だと。

それが今差金が出る話。その差金というのは、もう国へ返してもう使えないということ。この処置はどういうふうになっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 田中課長。

○財政課長（田中貴則君） 差金につきましては、もう執行できませんので、そのまま残額として残るとい形になります。残るといのは、使えず国へ返すとかそういうことでもなく、執行残として残るとい形になります。発行ができない金額ということになります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局発行できないから、他に使えるわけじゃないから、逆にそれはそれでもう処理するといかそういう解釈でいいといこと。

○委員長（内藤久歳君） 田中課長。

○財政課長（田中貴則君） 何かの事業へ充当できるといことではありませんので、甲斐市として簡単に言いますと借金はしませんとい形になります、その分は。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局国へ返してこの借金はもうしませんといことで、できないと、要はしないとできないといことだから、その金は使えないと。その合併特例債とい自体のそれはもう使えないとい解釈でいいといことだね。

○委員長（内藤久歳君） 田中課長。

○財政課長（田中貴則君） そのとおりであります。しかしながら、当然繰越事業として7年度に繰り越す分がございますので、7年度の決算上も合併特例債とい名目は出てくるとは思いますので、その辺はご了承いただきたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第95号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで、職員退室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

引き続き、請願審査を行います。

請願第6－3号 教職員志願者数の減少を改善する方策の実施、教育現場の働き方改革の推進、中学校における三十五人学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持と教育予算拡充を図るための請願書を議題とします。

それでは、請願の内容につきまして、紹介議員からの詳細説明を受けます。

滝川議員。

○紹介議員（滝川美幸君） それでは、請願をさせていただきます。

今回は、説明者の学校の先生方には来ていただかなくてもよろしいのではないのでしょうかという委員長からのご提案をいただきましたので、本来来る予定でした先生方にはその旨をお伝えいたしまして、今回は私だけで請願をさせていただきます。

まず最初に、9月に出させていただきました教職員志願者数の減少を改善する方策の実施、教育現場の働き方改革の推進、中学校における三十五人学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持と教育予算拡充を図るための請願書につきましては、事務局のほうからご提案いただいております、前回と内容はほとんど変わりません。前回皆様からご意見をいただきまし

た文章のみの説明でよろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いいたします。

請願者は、前回と同様でございます。

それでは、請願の趣旨として、本文の中の5行目、訂正したところだけ読ませていただきます。

「現場教職員も管理職を中心に欠員を埋めるべく人探しに尽力していますが、追いつかない状況があります。」これが追加分でございます。

その2行後も、「本県や本市においては、安心・安全な教育環境実現のための業務の効率化の推進や有望な人材確保、外部人材の活用など働き方改革や人材確保に向けた事業を積極的に展開しています。学校現場では教職員が創意工夫することで働き方改革に努め、行政と一体となり魅力ある職種として選ばれるよう体制を築くことの大切さを実感しております。」

それから、続きましてその3行後の下段ですが、「教育現場でも業務効率化を推進するなど、子ども達と向き合う時間の確保に努めており、国や県主導による」というところからは追加をしまして、前回委員の皆様からご指摘をいただきましたところを3教組のほうでこれを追加して新しく請願をさせていただくような形を今回取らせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で請願に伴う質疑応答を終了いたします。

これより本請願について順次、各委員の意見を求めます。

副委員長からお願いいたしたいと思います。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） 教育現場、非常に大変な状況というふうに伺っております。子供たちが安心して教育を受けられ、先生たちがやりがいを持って働き続けられるよう、この請願を賛成いたします。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員、お願いします。

○委員（松井 豊君） 採択でお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員、お願いします。

○委員（赤澤 厚君） 採択でお願いします。

- 委員長（内藤久歳君） 金丸委員。
- 委員（金丸幸司君） 採択をお願いします。
- 委員長（内藤久歳君） 保坂委員。
- 委員（保坂 康君） 採択をお願いします。
- 委員長（内藤久歳君） 安倍委員。
- 委員（安倍健治君） 採択をお願いします。
- 委員長（内藤久歳君） 以上で各委員の意見を終了します。  
ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時02分

- 委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第6－3号 教職員志願者数の減少を改善する方策の実施、教育現場の働き方改革の推進、中学校における三十五人学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持と教育予算拡充を図るための請願書について採決いたします。

お諮りします。本請願は採択することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で請願第6－3号の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時07分

- 委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

引き続き、請願審査を行います。

請願第6－4号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

それでは、請願の内容につきまして、紹介議員から詳細説明を受けます。

滝川議員。

○紹介議員（滝川美幸君） それでは、本日大変お手数をおかけしますが、2つ目の請願を出させていただきます。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について。

請願人、甲斐市PTA連絡協議会会長、清水静、甲府市公立小中学校校長会会長、丹澤貴浩、甲斐市公立小学校教頭会会長、花形健一、山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、中込太樹。

請願は、滝川美幸でございます。

甲斐市市議会議長、秋山照雄殿。

請願趣旨。

請願事項。

1、教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

(1) 部活動の地域移行をさらにすすめること。

(2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

1、教職員定数改善を実施すること。

1、自治体でのとりくみが確実にすすむよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

1、教職員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。

1、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

請願理由。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、

社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案の提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実現が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

こうした観点から、是非とも、甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。  
以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で請願に伴う質疑を終了いたします。

これより本請願について順次、各委員の意見を求めます。

まず初めに、若尾副委員長からお願いします。

若尾副委員長。

○委員（若尾彰子君） この請願に賛成いたします。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 採択でお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 採択をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど滝川議員もおっしゃったとおり、公立学校の教員採用試験の倍率が6年連続で過去最低ということです。成り手がいないということで、先ほどに関連してくるけれども、中学校でもクラスを削減していくことなただけけれども、教員がいなければ、それも最後できないというのが当然のことです。

あと、また処遇改善も、あと実際答申でも時間外労働勤務については、過労死ラインとされる月80時間の教員をゼロにすることがあったけれども、まだまだ実は足りていないということが現実的にあるということで、今回この件でしっかり国でも進めていただきたいと思います。採択ということをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） 採択をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 安倍委員。

○委員（安倍健治君） 採択をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時16分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより請願第6-4号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について採決いたします。

お諮りします。本請願は採択することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で請願第6－4号の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時18分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

委員よりその他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

なお、この後、通常の総務教育常任委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時18分